

# 菊川市新型コロナウイルス感染症対策ホームページ・ECサイト等 構築・強化支援事業費補助事業実施要項

## ＜事業概要＞

コロナ禍において、中小企業者等の経済活動の活性化を図るため、中小企業者等が自社商品として販売する地域産品又は地域産品を使用した加工食品等の販売促進活動に要する経費の一部を予算の範囲内において交付する。

## ■補助対象者

**地域産品等を自社商品として販売する中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者及び個人事業者（以下、「事業者等」という。）であって、次に掲げる要件をすべて満たす事業者等とする。**

- 1 菊川市内に事業所を有し、事業主、専従者、役員又は従業員のうち1名以上が当該事業所において業務に従事していること。
- 2 事業を営むにあたり、必要な官公署の許可を受けている、又は必要な官公署への届出を行っている事業者等であること。
- 3 政治活動又は宗教活動を目的としない事業者等であること。
- 4 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行わない事業者等であること。
- 5 地域産品を販売している事業者であること。  
※地域産品とは、生産、製造、加工その他の工程のうち、主要な部分を市内で行うことにより相応の付加価値が生じている商品又は主な原材料が菊川市産である商品をいう。
- 6 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が静岡県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等に該当せず、並びに菊川市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。

また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団員等が、申請事業者の経営に事実上参画していないこと。

- 7 市税に滞納がないこと。

## ■ 補助対象経費

補助対象経費は次に掲げる経費（委託費に限る。）とする。

- 1 ホームページ又はECサイトの構築、改修、デザイン等に係る経費
- 2 ホームページ又はECサイト内において自社商品として販売する地域産品のPR用画像又は動画の制作等に要する経費
- 3 その他、市長が必要と認める経費

※補助対象経費には、消費税及び消費税相当額は含まないものとする。

※国、県等による同様の補助金等の交付を受けたものは補助対象としない。

## ■ 補助額

- 1 補助対象経費の10分の10（消費税を除く）とし、千円未満は切り捨て
- 2 補助上限額10万円
- 3 当該補助金の申請は、1事業所あたり1回限りとする。

## ■ 補助金交付申請書の提出について（別紙 申請の流れを参照してください）

補助金交付申請書提出期限

令和3年12月28日（火曜日）までに様式第1号、2号、3号に必要書類を添えて市（商工観光課）へ提出してください。

## ■ 補助対象期間（実施期間）

令和3年10月1日（金）～令和4年2月28日（月）

## ■ 事業実績報告書の提出について（別紙 申請の流れを参照してください）

事業実績報告書提出期限

事業完了日から30日以内又は令和4年2月28日（月曜日）のいずれか早い日までに様式第9号、10号、11号に必要書類を添えて市（商工観光課）へ提出してください。

## ■ 補助金請求について（別紙 申請の流れを参照してください）

事業実績報告書を提出していただいた後、市から補助金交付確定通知書（様式第12号）と補助金交付請求書（様式第13号）を送付いたします。補助金交付請求書（様式第13号）に必要事項をご記入の上、令和4年3月14日（月）までに市（商工観光課）へご提出ください。

※提出期限を過ぎてしまいますと、補助金を交付することができません。ご注意ください。

## ■ 補助金支給時期

請求書受領日から2、3週間程度で指定の口座に振り込みをする予定です。

## ■各種様式の提出について

### 1 提出方法

#### ①市ホームページから電子申請により提出（10/6～）



交付申請



実績報告



交付請求

#### ②郵送にて市商工観光課へ提出（10/1～）

郵送先 〒439-8650 静岡県菊川市堀之内61番地  
菊川市商工観光課 宛

### 2 必要書類

「菊川市新型コロナウイルス感染症対策ホームページ・ECサイト等構築・強化支援事業費補助金交付要綱」で規定する申請書類を提出して下さい。

申請書類は市ホームページからダウンロードすることができます。

必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めることがあります。また、申請書類の返却はいたしません。

電子申請により申請等を行う場合は、入力フォームに必要事項を入力して下さい。

様式ごとに提出期限が異なりますので、ご注意ください。

## ■その他

1 本補助金の決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、本補助金の支給決定を取り消します。この場合、申請者は、速やかに補助金を返金することとなります。（※加算金の支払いを求める場合もあります）

**2 交付決定前に実施された事業については補助対象外となります。**

<問合せ先> 菊川市商工観光課

（電話）0537-35-0936

（開設期間）午前8時15分から午後5時00分（土・日・祝日を除く）